

第 22 回 茨城衛生管理者協議会研修会 令和 7 年 1 月 29 日

産業医の業務、産業医との付き合い方 ～ 平時に、そして緊急時に ～

平井 康仁（平井康仁労働衛生コンサルタント事務所代表、平井康仁産業医事務所代表）

はじめに

日頃から余程の関わりがない限り“どのような仕事をしている人かわからない”職業人の代表例が産業医ではないでしょうか。そのために、「産業医とどのように付き合っていけばいいかわからない」「何をしてもらえばいいのかよくわからない」という疑問が多くの方に生じてしまうのだと思います。

今回の研修会では、具体的な産業医の業務から解説することで、産業医との付き合い方を考えていきます。

産業医の業務

産業医の業務のほとんどは労働安全衛生法を中心に規定されていますが、現場レベルに落とし込むとこれは最低基準であり、不十分なことが多いです。実際の業務では、労働安全衛生法には規定されていないものの“やった方が良くとされている業務”が多くあります。

重要なことなので、当日はこの点から整理します。

産業医との付き合い方

産業医との付き合い方は、上記業務の範疇であれば多くの場合平時の業務となるので一度軌道にのればそれほど大きな問題にはならないでしょう。

しかし、産業医にお願いする業務は「訪問時」のみに行われる業務に絞るべきでしょうか。あるいは「訪問時以外」にもお願いできる業務はあるのでしょうか。

最後に

このように考えていくと、産業医に依頼できる業務は実は無限に広がっていきます。とはいえ、産業医に何をお願いすべきか、というのは会社の状況に大いに依存しますので、実は正解はありません。無限に広げることも可能ですし、最小限にとどめることも可能です。

まとめとして、最後にこの点についても解説します。